

フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育（再教育）

フォークリフト運転業務従事者の再教育は、労働安全衛生法（第60条の2）で定められており、事業者は危険または有害な業務に従事している労働者に対して、定期的に安全衛生教育を行うよう努められなければならないとされています。労働災害防止のため多くのフォークリフト運転業務従事者の方々が受講されますようご案内申し上げます。

記

- 日時 令和8年8月4日 8:50～16:10（受付8:30～）
- 会場 相生労働基準協会（相生市旭1丁目2番16号）
- 講習内容（時間割は講師の都合などにより変更があります。） （定員28名）

| 科 目 | 時間割 | 規定時間 |
|---|-------------|--------|
| オリエンテーション | 8:50～9:00 | |
| I.最近のフォークリフトの特徴 (1) フォークリフトの構造上の特徴 (2) 各種荷役運搬方法の特徴 | 9:00～11:00 | 2時間 |
| 休憩 | 11:00～11:10 | |
| II.フォークリフトの取扱いと保守管理 (1) フォークリフトによる作業と安全 (2) フォークリフトの点検・整備 | 11:10～12:10 | 2時間 |
| 昼食 | 12:10～13:00 | |
| II.フォークリフトの取扱いと保守管理 | 13:00～14:00 | |
| 休憩 | 14:00～14:10 | |
| III.災害事例及び関係法令 (1) 災害事例とその防止 (2) 労働安全衛生法令のうちフォークリフトに関する条項 | 14:10～16:10 | 2時間 |
| 修了証交付 | 16:10 | 合計 6時間 |

- 受講対象者 フォークリフト運転業務従事者で資格取得後概ね5年以上経過した方
資格取得後概ね3年を超えて初めて当該業務に就く方
概ね5年を超えて当該業務から離れ、再び当該業務に就く方
※資格取得後一定期間経過している方や、安全意識向上のための再教育としてもご活用下さい。
- 受講料及びテキスト代
会員 5,885円(税込) 非会員 8,385円(税込)
テキスト代 2,090円「フォークリフト運転業務従事者安全教育テキスト」陸上貨物運送事業労働災害防止協会
【振込口座】 兵庫信用金庫相生支店 普通 187839 相生労働基準協会
振込手数料はご負担ください。一旦納入された受講料は返還いたしません。
- 受講申込
 - Web申込：協会ホームページの各種講習ページから可能です。
 - 電話申込：切手を貼った返信用封筒を同封の上、申込書を当協会まで郵送してください。

申込書はホームページからダウンロードできます。TEL.0791-22-8404

7. その他

- (1) 受講者は受講票と本人確認書類（自動車運転免許証、健康保険証等）を会場受付に提示して出席印を受けてください。
- (2) 遅刻、途中退場者には、修了証は発行いたしません。※オリエンテーション終了後は、遅刻とします。
- (3) 施設の駐車場は、駐車台数に限りがあります。できる限り乗り合わせてお越してください。
- (4) ご提出いただいた個人情報は、当協会が責任をもって管理し、本講習以外の目的に使用しません。